陸送協会ニュース

第136号
2014年1月
編集・発行者
一般社団法人日本陸送協会事務局
東京都新宿区新宿 1-11-15
電話 03-3356-3977／7922

2014年年頭挨拶

会長
佐々木 良一

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては穏やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平成26年の新春を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年は、平成24年12月に誕生した安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスによる超円高の是正に伴う輸出の持ち直しに加え、内需も好調に推移し、景気は今もなお回復局面にあります。当面、輸出の回復が続くことや、経済対策効果、消費税率引き上げ前の駆け込み需要などを背景として、景気回復感が強まるとみられますが、平成26年4月の消費税率引き上げ後は景気の動向が不透明な状況にあります。

こうした中、昨年の国内の自動車産業は、一昨年のエコカー補助金などの前倒し需要に対する反動減を想定していたものの、超円高の是正に伴う企業業績の好転や株価の回復、本年4月からの消費税増税に伴う前倒し需要の顕在化、さらには自動車メーカー各社が相次ぎ投入したハイブリッド車や軽自動車により、各社の生産活動は好調に推移しました。

陸送業界においては、近年の需要増、さらには本年1～3月は、4月の消費税増税に対する前倒し需要に対応する必要があるものの、その先の仕事量の落ち込みなど、各社輸送能力の増強に踏み切ることができず、顧客ニーズに合せた輸送が完遂できるか心配の声が多く聞かれます。

陸送事業の仕事量は、長期的に見ても大幅に増加することは期待できないものの、陸送事業者は日本の基幹産業である自動車産業の重要な一部門を担っており、今後とも会員相互が連携を図り、陸送業界がさらに魅力あるものとなるよう一歩一歩活動を進めていきたいと考えております。

当協会では、本部役員と各支部長・支部役員の皆様方からご意見を頂きながら、「会員事業者の適正な事業運営支援」「協会活動の活性化」を基本方針とし、昨年「日本陸送協会短・中期活動計画」を策定致しました。本年は以下項目を重点に活動推進してまいります。

1.「教育・認定制度」の推進

平成23年より、国土交通省より後援を頂き活動推進し、これまで自走・積載ドライバー教育を中心に全国各支部で実施し、昨年は新たに「積載運行管理者教育」をスタートさせ、これまでにゴールド・ドライバー275名、ゴールド・マネージャー20名がそれぞれ誕生しました。4年目となる本年は、制度の充実・定着化を目指し、企画時のマスタープランを見直し、今後会員事業所ごとに1名以上のゴールド・ドライバー／マネージャーの育成を目指し、陸送業界全体のレベルアップを図りたいと考えております。

陸送事業者として、交通事故防止や作業事故防止、すなわち「安全の確保」は事業経営の根幹であり、その一助として会員各位の「教育・認定制度」に対する積極的な

ご参加をお願いいたします。

2．「陸送事業概況調査」

平成24年9月に、会員の皆様にご負担をお掛けしながらも調査を実施し、協会本部として厳しい陸送事業の経営状況やドライバーの労働条件・労務条件について把握することができ、その結果を行政並びに自動車関係団体に対し説明活動を実施いたしました。中でも自工会流通輸送部会殿とは、ドライバーの確保など課題解決に向け、今後も定期的に意見交換を行ってまいります。

本調査から得られる情報は、業界の実状を訴える有効な内容であり、また当協会の活動方針の基礎データーや会員各社の経営指標として有効活用できることから、本年9月に実施予定の第2回調査においても引き続きご協力の程よろしくお願い致します。

3．支部活動の充実

支部活動は、当協会の活動の基本であると考えており、これがさらに活性化するよう、協会本部として積極的に支援させて頂きたいと考えております。昨年も東北支部、九州支部において本部役員と支部役員の皆様との「意見交換会」を開催させて頂き、会員の皆様の「生の声」を伺うことができ、非常に有意義な場となりました。特に、「ドライバーの幹線道路上の休憩場所確保」「自走車に対する高速料金割引適用」「積載車の路上積み降ろし作業に関する問題解決」などの意見が多く聞かれました。引き続きその他の支部へも出向き、ご意見をお伺いするとともに、解決に向けた実態把握並びに関係先への渉外活動を強化していきたいと考えております。

4．コンプライアンス体制の確立

陸送事業に関する関係法令について、国土交通省は、昨年2月、回送運行に関する行政処分等基準を制定し、10月、11月にはトラック事業者に対する監査方針、行政処分基準の改正による重大な法令違反の処分が厳格化されるなど、不適正な事業者を排除する動きを明確にしております。当協会と致しましては、守るべきことがしっかり守れているか自己診断できる解説書などを作成し、会員各社が有効に役立てて頂きたいと考えております。

5．創立50周年記念事業

当協会は1965年（昭和40年）6月に設立され、2015年（平成27年）に創立50周年を迎えます。50年という節目の時を迎えるにあたり、これまでの活動を振り返り、今後、当協会の活動をどう進めるべきから含め、今般設置した「創立50周年記念事業推進委員会」の中で記念事業の企画をして参ります。

日本陸送協会は、国の公益法人制度改革に伴い、本年1月6日から「一般社団法人 日本陸送協会」として新たなスタートを切ります。これを機に、協会のロゴマークをリニューアル致しました。新しいロゴマークは、従来通り高速道路のジャンクションをイメージすると共に、「絆」の意味が込められています。会員の皆様をはじめ、行政、関係団体との絆を大切にし、より一層のコミュニケーションを図りながら活動を推進して行きたいと考えております。

今後とも取り巻く環境の変化に対し着実に対応し、陸送業界ひいては自動車産業の発展のために微力ながら尽力してまいります。当協会の活動に対し一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。

年頭の辞

自動車局次長　清谷　伸吾

平成26年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

最近の我が国の自動車を取り巻く環境は、少子高齢化、低炭素化社会、想定を超えた災害の発生等により、変革の時期を迎えております。これらへの対応は、我々行政にも強く求められており、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」を実現するという根本に立ち返り、以下のような自動車技術行政施策の推進に不断の努力を続けていきたいと考えております。

1．自動車の安全対策の推進に係る施策の展開

⑴車両安全対策の推進

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、平成24年には約4、400人の方が亡くなり、約83万人の方が負傷しており、交通事故の現状は依然として深刻な状況にあります。このため、第9次交通安全基本計画では、究極的には交通事故のない社会を目指しつつ、経過目標として平成27年までに交通事故死者数を3、000人以下とする目標が設定されています。

この交通事故削減目標の達成に向けて、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）推進計画、自動車アセスメントの3つの施策の連携を図りながら、車両安全対策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

具体的には、

① 自動車の安全基準等の拡充・強化としては、平成27年から市場導入が予定されている燃料電池自動車の世界最速普及を目指すべく、関係省庁と連携して、速やかな基準の整備を行って参ります。

また、チャイルドシートに側面衝突基準を導入するなど、様々な面から安全性を向上させて参ります。

② 先進安全自動車（ASV）に関しましては、産・学・官の協力の下、その開発・実用化・普及の促進に取り組んできた成果として、衝突被害軽減ブレーキやレーンキープアシスト等のASV技術が実用化され、その普及が進んでいる状況です。第5期ASV推進計画においては、ASV技術の高度化に関する検討を進めるとともに、通信を利用した安全運転支援システムの実用化を目指した取り組みを行っていきます。

さらに、税制面、予算面の措置を通じた先進安全自動車（ASV）の導入促進を図って参ります。

③ 自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントに関しましては、評価項目や情報提供の充実を図り、ユーザーのニーズに対応し、かつ、分かりやすい安全情報の提供に努めており、これらにより、安全性能が

格段に向上した自動車の普及が進むなどの効果が現れています。さらに、予防安全技術の普及が進む中で、自動車アセスメントにおいて衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置等の予防安全技術の評価を来年度以降導入して参ります。

⑵事業用自動車の安全対策の推進

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にありますが、未だ多くの方々が交通事故の犠牲になっており、交通事故の現状は依然として深刻な状況にあります。

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を踏まえた安全対策については、事故後に設置したバス事業のあり方や過労運転防止対策等に関する検討会の検討結果を踏まえ、昨年4月に「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」を策定しました。同プランに基づき、新高速乗合バスへの移行・一本化や交替運転者の配置基準の策定、効率的・効果的な監査・実効性のある処分等について既に実施に移したほか、本年には、貸切バスの新たな運賃・料金制度への移行することを予定しています。その他、同プランに掲げられた各措置について、平成25・26年度までの2年間にわたって迅速かつ着実に実施し、また、これらの実施状況について随時フォローアップ・効果検証を実施することにより、バス事業の安全性向上・信頼の回復に向けた取組を集中的に進めることとしております。

さらに、自動車局では、バス事業のみならず、タクシー、トラック事業も含めた事業用自動車の事故削減に向けた取り組みを一層進めるため、平成21年からの10年間で「事業用自動車の死者数・人身事故件数を半減」、「飲酒運転ゼロ」を目標として同3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、運輸安全マネジメントの充実、アルコール検査の実効性の向上、運行管理の高度化に資する機器の導入等に対する支援等を実施したほか、同プランの進捗のフォローアップや新たな施策の必要性に関する意見交換を行って参りました。

本年も、本プランの目標を確実に達成するための施策を展開するとともに、中間年にあたる平成25年までの成果について5年間の総括評価を行った上で、目標達成に向けた対策の点検・改善を実施して参りたいと考えております。また、自動車局に設置されている「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」においては、事故統計による傾向分析及び高速ツアーバスやトラックによる追突死亡事故など社会定影響の大きい重大事故10事例についての要因分析及び再発防止策の策定を行うとともに、交通事故の傾向を踏まえた特定テーマとして、「過労運転による事故防止」を昨年度に引き続き検討するとともに、最近、運転者が突然意識を失い事故を起こすことが増加していることから、「健康起因による事故防止」についても検討の対象に含めることとしました。また、より高度かつ複合的な調査・分析を実現させ、より客観性、実効性のある再発防止策の提言を行えるよう、平成26年度より「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事故調査機能の強化を図って参りたいと考えております。海上コンテナの自動車輸送にかかる安全対策についても、早急に取り組むべき喫緊の課題であると考えております。これまで、国際ルールの策定に関する取り組みを講じてきたほか、コンテナの陸上運送の安全対策について万全を期すため、昨年6月末に新安全輸送ガイドライン等を取りまとめ、これに基づく取り組みを8月より開始したところです。引き続き、新安全輸送ガイドライン等の適切かつ確実な実施を図るとともに、更なる安全対策を講じていく所存です。

⑶自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査の高度化により不正二次架装・不正車検の防止等を図るため、新規検査時における画像取得、審査結果の電子的情報収集等の本格運用を開始しており、本年から、取得した画像による継続検査等での照合審査の抜本的な効率性の向上を図るほか、受検者への審査結果の情報提供を本格実施するなど、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連携して検査の質の向上に取り組んでいくこととしています。

また、無車検車対策については、これまで、使用者への広報・啓発の強化や警察と協力した街頭取締り等での排除に取り組んできたところですが、依然としてその根絶が図られていないことから、関係事業者等の協力をいただきつつ対策を拡充・強化し、無車検車ゼロを目指します。

残念なことに、依然として指定整備事業者におけるペーパー車検などの不正事案が発生しています。こうした不正行為はほんの一握りの事業者によるものであっても、自動車の点検整備、検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることから、指導監督の徹底を図り、悪質な違反に対しては、引き続き厳正に対処するとともに、認証を受けないで分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査・指導について、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に対処して参ります。

⑷自動車の適切な維持管理の推進

安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要となっています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、自動車ユーザーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。特に、点検整備の励行を促す環境を整備するため、車検時の点検整備の実施状況等を自動車検査証備考欄に記載する等の措置を講じてまいります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーザーへの説明力の向上及び自動車整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業のより一層の信頼の確保、活性化を図って参ります。

⑸不正な二次架装の再発防止

不正な二次架装問題については、道路運送車両法に規定する「改造等を行った者に対する立入検査・報告徴収」の権限を最大限活用し、引き続き、不正な二次架装の再発の防止に努めて参ります。

⑹新技術への対応

より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいはASV技術等の普及が進み、OBDなどの新技

術を利用した自動車が増加しています。これまでも、一級自動車整備士制度や整備主任者研修によって整備技術の向上を図って参りましたが、昨年とりまとめた自動車整備技術の高度化検討会の報告書において解決すべき課題とされた整備事業のＩＴ化、ネットワークの推進や人材育成等について、検討を進め新技術への対応を図って参ります。

また、「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針」に基づき、点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報の提供が円滑に行われるよう、その適切な運用を確保して参ります。

⑺リコール制度の充実

自動車のリコール制度に関して、設計・製作等に起因する不具合を発見し、必要な改修等により着実に事故、トラブル等の未然防止を図るためには、メーカー等が、適切に不具合情報を収集・分析するとともに速やかに原因究明を行い、ユーザーの視点に立ってリコール届出を行うことが重要です。また、適切かつ迅速なリコール届出を促進するためには、国土交通省としても迅速に不具合情報を収集することが重要であり、引き続き「自動車不具合情報ホットライン」（http://www.mlit.go.jp/RJ/）について周知活動の充実に取り組むとともに、（独）交通安全環境研究所自動車リコール技術検証部とも連携し、不具合情報の収集分析、リコール監査等の充実・強化に取り組んで参ります。

⑻型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、安全・環境基準の強化への対応や、国際基準調和等により新たに導入される基準への対応について、合理的かつ的確に実施するとともに、品質管理の重要性の観点から、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みを推進して参ります。

さらに、車両認証の国際的な相互承認制度の創設等を念頭に、申請者ニーズ等に対応した新たな認証制度について検討を推進して参ります。

2．自動車の環境対策の推進に係る施策の展開

⑴環境対応車の開発・普及促進

昨年11月にワルシャワで開催されたＣＯＰ19において、石原環境大臣から２０２０年度の温室効果ガス削減目標として２００５年度比３・８％とする目標が発表されたところですが、自動車分野からのCO_2排出量は我が国全体の約２割、運輸部門の約９割にのぼるなど、自動車分野における地球温暖化対策等は重要な課題であると考えております。このような課題に対応するため、政府全体のエネルギー・環境政策の見直しの動きを踏まえつつ、引き続き、自動車からのCO_2排出削減対策に積極的に取り組んで参ります。

まず、自動車単体の燃費向上に関しては、２０２０年度乗用車燃費基準に続いて、小型貨物車などの新たな燃費基準の策定に向けた検討を進めて参ります。また、燃費性能の優れた自動車が普及するよう、自動車燃費の評価・公表制度を引き続き運用して参ります。

地球温暖化対策の観点からは、次世代自動車の開発・普及の促進も重要です。累次の政府の基本計画等においては、２０２０年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50％とする目標が掲げられており、次世代自動車のより一層の普及を推進して行く必要があります。

また、次世代大型車の開発・実用化を促進するため、現在、高効率ハイブリッドトラック、プラグインハイブリッドトラック、高性能電動バス等の技術開発を行っております。今後、これらの試作車に係る実使用条件下での実証走行試験等を行い、実用化に向けた取り組みを進めて参ります。

さらに、税制面、予算面の措置を通じた環境対応車の導入促進を図って参ります。税制面では、平成26年度税制改正において、自動車取得税の税率引下げ、エコカー減税の拡充（自動車重量税及び自動車取得税）、グリーン化特例（自動車税）の延長・拡充等がなされることとなりました。予算面では、引き続き事業用自動車に対する環境性能に優れたＣＮＧ自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車等の導入支援等を行って参りたいと考えております。

⑵環境対応車を活用したまちづくり

超小型モビリティをはじめとする電気自動車等（環境対応車）は、低炭素社会の実現に資するとともに、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりにも適した交通手段です。このため、都市の低炭素化、集約型都市構造の実現、高齢化社会への対応等持続可能なまちづくりに向けた取り組みと環境対応車普及の取り組みを一体的に推進し、環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現を図って参ります。電気自動車については、集中的導入のための先駆的な取り組み支援を引き続き行って参りたいと考えております。

⑶自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

自動車交通環境対策については、窒素酸化物（ＮＯｘ）や粒子状物質（ＰＭ）による大気汚染は全国的に改善傾向がみられるものの、交通量の極めて多い大都市地域の道路沿道等、局地的には依然として厳しい状況にあり、その防止・改善対策を着実に進めることが、肝要であると考えています。

新車対策として、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施して参りましたが、ディーゼル車の規制強化を中心としたポスト新長期規制が平成21年10月から順次適用されており、現在では継続生産車も含めた全車に適用されています。また、平成22年７月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第10次答申）」において、ディーゼル重量車の次期排出ガス規制を平成28年末までに導入することが提言されており、導入に向けた作業を進めてまいります。

使用過程車対策としては、引き続き自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。また、新長期規制適合車に搭載されている尿素ＳＣＲシステムの劣化の問題については、平成24年10月に学識経験者からなる「排出ガス後処理装置検討会」を環境省と合同で設置し、今年度末の最終とりまとめに向けて、現在、原因究明及び対策の検討に取り組んでいるところです。

また、自動車騒音対策については、国連自動車基準調和フォーラム（ＷＰ29）の議論を踏まえつつ、国際基準の導入等に引き続き積極的に取り組んでまいります。

3．自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証制度の国際化については、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施することとされ、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）等における連携等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等を推進することとされています。具体的には、安全・環境性能に優れた自動車の普及の促進、我が国企業が国際的に活躍できる環境整備を行うため、「日本の技術・基準の戦略的国際基準化」、「アジア諸国との連携」、「全世界かつ車両単位の相互承認の実現」、「基準認証のグローバル化に対応する体制の整備」を4つの柱とした「自動車基準認証国際化行動計画」を着実に実施することとしております。

⑴日本の技術・基準の戦略的国際基準化

まず、「日本の技術・基準の戦略的国際基準化」については、WP29における自動車基準の国際調和活動に、引き続き積極的に貢献して参ります。昨年6月のWP29では、日本が主導的に議論に貢献してきた水素燃料電池自動車（HFCV）の安全性に関する国際基準が策定されました。今後とも、特に、我が国が強みを持つ電気自動車等の次世代自動車、先進安全自動車（ASV）、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）、歩行者保護等について国際基準の策定を主導して参ります。

⑵アジア諸国との連携

次に、「アジア諸国との連携」については、これまで、第8回日ASEAN交通大臣会合で承認された「日ASEAN自動車基準・認証制度に関する協力プログラム」に基づく取り組みを推進してきました。昨年6月には、新たに「日ASEAN統合基金（JAIF）」を活用したフィリピン自動車基準認証プロジェクトを開始しています。今後とも、「日ASEAN自動車基準・認証制度に関する協力プログラム」に基づき、ワークショップや研修等の技術協力、アジア地域官民共同フォーラムの開催等を通じ、アジア諸国の基準調和活動への支援をより一層強化して参ります。

⑶全世界的かつ車両単位の相互承認の実現

また、「全世界かつ車両単位の相互承認の実現」については、現在、WP29において合意されたロードマップに基づき、2016年の「国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）」の創設を目指した議論が行われています。昨年11月のWP29では、日本の主導の下、IWVTAに関する規則の骨格案が了承されました。今後とも、国内産業界の皆様方のご協力も得ながら、国際基準の採用に向けた工程表に基づき、国際基準について必要な改正提案等を行いつつ、その採用を着実に進めていく等、IWVTAに係る活動を主導して参ります

⑷基準認証のグローバル化に対応する体制の整備

最後に、「基準認証のグローバル化に対応する体制の整備」については、昨年3月に新たに「JASICジャカルタ事務所」が開所されました。今後とも、アジア諸国との連携を一層強化するためのASEAN事務局等との緊密な関係の構築や、IWVTA実現に向けた基盤整備への適切な対応等のため、官民連携による体制整備を推進して参ります。

4．自動車情報の一層の利活用の推進

自動車の保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）は、従来、警察署や県税事務所に個別に出頭する必要があった新車新規登録の各種行政手続きをオンラインで一括して行えるようにし、申請者の手続きの負担軽減等を図るサービスであり、現在、11都府県において利用が可能となっております。導入都府県では、既に利用率が6割を超えており、今後も関係機関と連携・協力しながら利用促進に取り組んで参ります。

さらには、平成29年度までに全国で稼働及び対象手続きの拡大するために関係機関と連携・協力しながら、利用環境の改善を継続的に進めるとともに、都道府県等に対して、積極的に働きかけて参ります。

また、個々の自動車の登録検査は、自動車の流通や国民の財産権の保護のため、国が直接行い、自動車の登録情報を自動車登録検査電子情報システム（MOTAS）で管理しており、極めて重要な社会基盤となっています。仮に大規模災害等により本システムが被災し登録検査業務が停止した場合、全国の自動車取引に重大な支障が発生し、我が国の経済活動や国民の権利保全に深刻な影響を及ぼすこととなります。このような事態が生じないよう、MOTAS等の災害時対応力の強化に向けた対策を推進して参ります。

次に、MOTASで管理されている自動車情報を広く一般に提供し、様々な分野で有効活用していただくため、情報提供の取り組みを積極的に進めて参ります。自動車情報の提供にあたっては、平日の9時～17時までとしていましたが、自動車流通の現場では土日に契約等を行うケースも多く、関係書類の作成のため同サービスを土日利用したいとの声等が従来よりあったことから、昨年11月9日から土日祝日も平日と同様の運用時間で同サービスを開始しました。今後もこうした声を反映し利用しやすいサービスを提供するよう努めて参ります。

5．独立行政法人・特別会計改革に係る動き

自動車検査登録業務や自動車検査登録勘定のあり方については、これまでも過去に様々な議論がなされてきましたが、今般、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が昨年12月24日に閣議決定され、政府としての見直し方針が固まったところであります。

本閣議決定においては、国の登録業務の一部を自動車検査独立行政法人に移管、業務の更なる効率化・合理化による自動車ユーザーの利便性向上等の取組とあわせ、自動車検査登録勘定は引き続き存続することが盛り込まれました。自動車事故対策機構については、自動車アセスメント業務も含めて、現状の組織を維持することとされたところです。

今後、この閣議決定を踏まえ、関係法令の整備等必要な対応を適切に進めて参ります。

これらの諸施策の実行にあたっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可決です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いしますとともに、皆様にとって明るい年となるよう祈念しましてご挨拶といたします。

年頭の辞

自動車局自動車情報課長
池光　崇

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

現政権で進めているアベノミクスの「三本の矢」が放たれて1年になろうとしております。自動車業界においても、昨年9月から11月までの新車販売台数が3ヶ月連続で16～17％前年同月を上回るなど景気上向きの兆しが現れつつあります。企業収益の向上が賃金上昇・雇用拡大を生み、さらに個人消費や企業の設備投資が増加していくことで、また一層の企業収益の向上につながっていく「好循環」を実現していくことが、本年の課題であります。景気回復が「実感」出来る年となりますよう、自動車業界におかれても賃金増につながる取り組みをお願い申し上げます。

年頭にあたりまして、自動車登録行政について3点ほど申し上げます。

一点目は、利用者利便の向上の取組みについてであります。

自動車の保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）は、従来、自動車の保有に伴って警察署や県税事務所に個別に赴いて手続きする必要があった各種行政手続きをオンラインで一括して行えるようにし、申請者の負担軽減等を図るものであり、現在11都府県において利用されております。導入した都府県ではＯＳＳを利用した手続きの利用率が6割を超える等、ＯＳＳは自動車ユーザーに広くご活用頂いているところであり、今後も関係機関と連携・協力しながら利用促進に取り組んで参ります。

ＯＳＳについては、昨年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「平成29年度までに全国展開や対象手続きの拡大による抜本的な拡大を行う」ことが盛り込まれました。今後、この閣議決定に基づき、ＯＳＳの抜本的拡大を平成29年度までに確実に実現し、より多くの自動車ユーザーの方々が本サービスのメリットを享受できるよう、関係機関と連携しつつ、より一層強力な取組みを推進して参ります。

二点目は、ＭＯＴＡＳ等の災害対応力の強化についてであります。

ご承知のように、自動車の登録検査制度は、全国の自動車取引の保全や財産権の保護のほか、国民の安全確保・環境保全といった役割を担っております。自動車登録検査の情報を管理している自動車登録検査電子情報システム（ＭＯＴＡＳ）については、所有権の公証、安全・環境基準（保安基準）の適合性の確認、自動車関係諸税の納付、犯罪捜査への活用、リサイクル等の多岐にわたる行政事務をオンラインにより処理しており、このような点でまさに国民生活と経済活動に関わる極めて重要な社会基盤となっております。

一方で、将来発生の可能性が想定されている南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、ＭＯＴＡＳの被災により登録検査業務が停止することとなった場合は、我が国の経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、国全体で進められている国土強靭化の取組みとあわせて、ＭＯＴＡＳ等についてもいざと言う場合に備えた防災対応力の強化を進めて参ります。

最後に、自動車関連情報の更なる利活用についてであります。

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、世界最高水準のＩＴ利活用社会等を目指すため、ビッグデータの利活用推進による新サービスの創出や利便性の高い電子行政サービスを受けられる社会の実現等に向けて取り組むこととされました。

国土交通省では、これまでも自動車登録検査情報のオンライン提供サービスやワンストップサービスを導入し、自動車ユーザーの方々の利便の向上を図ってきたところでありますが、今後は、自動車登録検査を含む自動車関連情報について、ビッグデータとしての利活用の可能性等について具体的な検討を進めて参ります。

本年も引き続き、我が国の基幹産業たる自動車関連の業界の活性化と自動車ユーザーの利便向上のため、国土交通省としても更に一層積極的な行政を展開して参る所存であります。皆様方におかれましては、本年も引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げるとともに、本年が皆様方にとって素晴らしい一年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせて頂きます。

平成25年度通常総会開催のお知らせ

（一社）日本陸送協会の平成 25 年度通常総会が品川プリンスホテルにて開催されます。今年は、一般社団法人に移行しての第一回目の総会となりますので会員多数の出席をお待ちいたしております。

開催日時：平成 **26** 年 **2** 月 **20** 日（木）
会　　場：**品川プリンスホテル**
総会会場：15:00～16:30　メインタワー24階　クリスタル
懇親会会場：16:30～18:00　メインタワー22階　サファイア
懇親会会費：￥10,000－

理事会だより

11月定例理事会並びに日本自動車車体工業会との合同研修会

開催日：平成25年11月21日（木）
会　場：東京都トラック総合会館　6階

議事内容

1．⑴「平成25年度陸送協会短･中期活動計画(案)」について
これまで検討してきた「平成25年度陸送協会短･中期活動計画(案)」について審議した結果、原案どおり承認された。

⑵「教育・認定制度」の推進について
平成25年度実績報告

北海道支部	自走ドライバー教育	4回開催	認定者53名
東北支部	積載ドライバー教育	1回開催	認定者10名
関東支部	積載ドライバー教育	1回開催	認定者12名
	自走ドライバー教育	1回開催	認定者10名
中部支部	積載ドライバー教育	2回開催	認定者19名
	積載運行管理者教育	2回開催	認定者19名
近畿支部	自走ドライバー教育	1回開催	認定者　4名
中国支部／四国支部(合同)			
	積載ドライバー教育	1回開催	認定者10名

以上7支部において開催され、118名のゴールド･ドライバーと、19名のゴールド･マネージャーが認定されました。

平成26年度においては、九州支部、北陸・信越支部においても開催される予定です。

①「教育･認定制度」の推進･修正版マスタープラン（案）について
「教育・認定制度」の推進のため、受講目標者数、実施要領等の検討を行った。

②運行管理者教育について
現在実施しているドライバー教育に加え、積載車運行管理者教育(G･M)の実施要領、テキスト等について検討を行い、承認された。

⑶「陸送事業概況調査」及びその他調査について
「陸送事業概況調査」について、平成24年度調査に続き、26年度も継続的に実施することとし、また課題解決に向け「路上積み降ろし実態調査」等も実施することとなった。

⑷本部役員と支部役員との意見交換について
（東北支部）
役員からの要望事項に関する「自走自動車の高速道路割引」について、今後、自走委員会において検討していくこととなった。
（九州支部）
「教育･認定制度」の早期開催、「路上積み降ろし」の課題解決が認識された。

2．⑴平成25年度事業報告及び決算見込みについて
⑵平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

3．一般社団法人への移行について
⑴規定類の改正について
⑵協会ロゴマークの決定について

4．創立50周年記念事業(案)について
平成27年6月に創立50周年を迎えることとなり、「50周年記念事業推進委員会」を設置し、記念式典及び記念史作成を行うこととなった。
なお、式典の開催は平成27年2月開催の総会時に執り行うこととなった。

㈳日本陸送協会･車輌物流サービス会社 11社会 安全推進分科会　共同パトロールの開催

実施日：平成25年11月１日（金）
実施場所：中谷興運㈱　岡山県倉敷市
水島港玉島ハーバーアイランド

当日は協会本部より佐瀬専務理事をはじめ協会関係者6名、11社会より15名の方の参加を頂き、現場に到着する積載車両の積降ろし状況及び自走の作業手順等について確認が行われました。

「教育・認定制度」の推進について

関東支部

第3回「教育・認定制度」自走ドライバー教育

開催日：平成25年11月8日㈮
会　場：UDトラックス㈱
受講生／10名
講　師／木村トレーナー他　10名
事務局／本部、関東支部より　6名

講習終了後、関東支部豊嶋副支部長より、実技の中での声出し指差し呼称について、指差し呼称は自分が行った行為に対し、自ら確認する事であるので非常に重要な行動であり、必ず遂行するよう話がありました。

近畿支部

第1回「教育・認定制度」自走ドライバー教育

開催日：平成25年11月26日㈫
会　場：池田市民文化会館

受講者：7名
講　師：4名（関東支部トレーナーが協力）
事務局：本部、近畿支部より7名
トレーナー候補者2名

第1回の開催という事もあり、関東支部より4名のトレーナーの協力を頂き、午前座学、午後の実技とも真剣な取り組みを行いました。

中部支部

第1回「教育・認定制度」運行管理者教育

開催日：12月4日㈬
会　場：トヨタ輸送労働組合会議室
受講者：11名
来　賓：愛知運輸支局首席運輸企画専門官　丹羽　勝哉　様
㈳日本陸送協会本部会長
佐々木　良一　様
内　容：「運行管理者教育」
(1)運輸局担当官による運行管理講和
(2)座学教育・協会作成テキストに基づき、運行管理内容の再確認・レベルアップ
(3)実技教育
①ドライブレコーダー映像を活用した「危険予知トレーニング」
②業界標準点呼要領に基づく、ケース別点呼実技訓練
(4)効果測定・座学テキストより出題

第2回「教育・認定制度」運行管理者教育

開催日：12月16日㈪
会　場：トヨタ輸送労働組合会議室
受講者：8名

お詫びと訂正

協会ニュース135号支部だよりの中で東北支部総会事業報告について林副支部長と記載いたしましたが杉田理事よりの報告でした。訂正してお詫びいたします。

事務局日誌

経過報告

11/ 9　関東支部「教育・認定制度」自走ドライバー教育
11/21　積載・自走・安全対策合同委員会・11月定例理事会及び（一般社）車体工業会との合同研修会
11/26　近畿支部「教育・認定制度」自走ドライバー教育
12/ 4　中部支部「教育・認定制度」第一回積載運行管理者教育
12/16　中部支部「教育・認定制度」第二回積載運行管理者教育

今後の予定

1/23　臨時正副会長会議　1月定例理事会
2/ 5　北海道支部総会
2/14　共同パトロール（尼崎）
2/20　臨時理事会
2/20　平成25年度通常総会
3/ 6　四国支部総会
3/ 7　九州支部総会

入退会情報

入　会

平成25年10月　愛知車輌興業㈱ 三重営業所
平成25年11月　㈱陸送ネット 近畿センター
平成25年11月　㈲やまぐち 神戸営業所
平成25年11月　㈲大忠自動車工業

退　会

平成25年10月　㈲全陸
平成25年11月　㈱ユー・エス物流

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

本年も陸送業界発展のため、
本部一同頑張って参りますので
よろしくお願い致します

（一般社）日本陸送協会本部事務局　一同

陸送協会ニュース　●発行日　2014年1月　●編集・発行者　一般社団法人日本陸送協会事務局　東京都新宿区新宿1―11―15　電話03(3356)3977／7922

再生紙使用